

参考資料

浦安市住宅用省エネルギー設備設置費等補助金交付規則（平成30年規則第31号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条第2項）			別表（第3条第2項）		
省エネルギー設備の種類	省エネルギー設備の要件	補助金の限度額	省エネルギー設備の種類	省エネルギー設備の要件	補助金の限度額
省 略			同 左		
断熱窓	<p>(1) 国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。</p> <p>(2) 1居室（居室、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、ふすま等で仕切られている空間）単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。</p>	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額又は80,000円のうち、いずれか少ない額	断熱窓	<p>(1) 国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>(2) 1居室（居室、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、ふすま等で仕切られている空間）単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。</p>	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額又は80,000円のうち、いずれか少ない額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。